

# 議案第1982号

## 特殊建築物の敷地の位置について

# 1 建築基準法第51条(特殊建築物の位置)

---

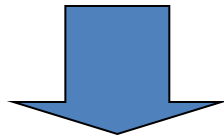
都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

※特定行政庁：建築基準法を執行する機関(建築主事が置かれている自治体の長)

## 2 建築基準法施行令で定める処理施設

法第51条に規定する「その他政令で定める処理施設」とは、  
廃棄物処理法施行令第5条に規定する『ごみ処理施設』及び  
同令第7条に規定する『産業廃棄物処理施設』を指す。



### 廃棄物処理法施行令第7条

(第7号)

廃プラスチック類の破砕施設

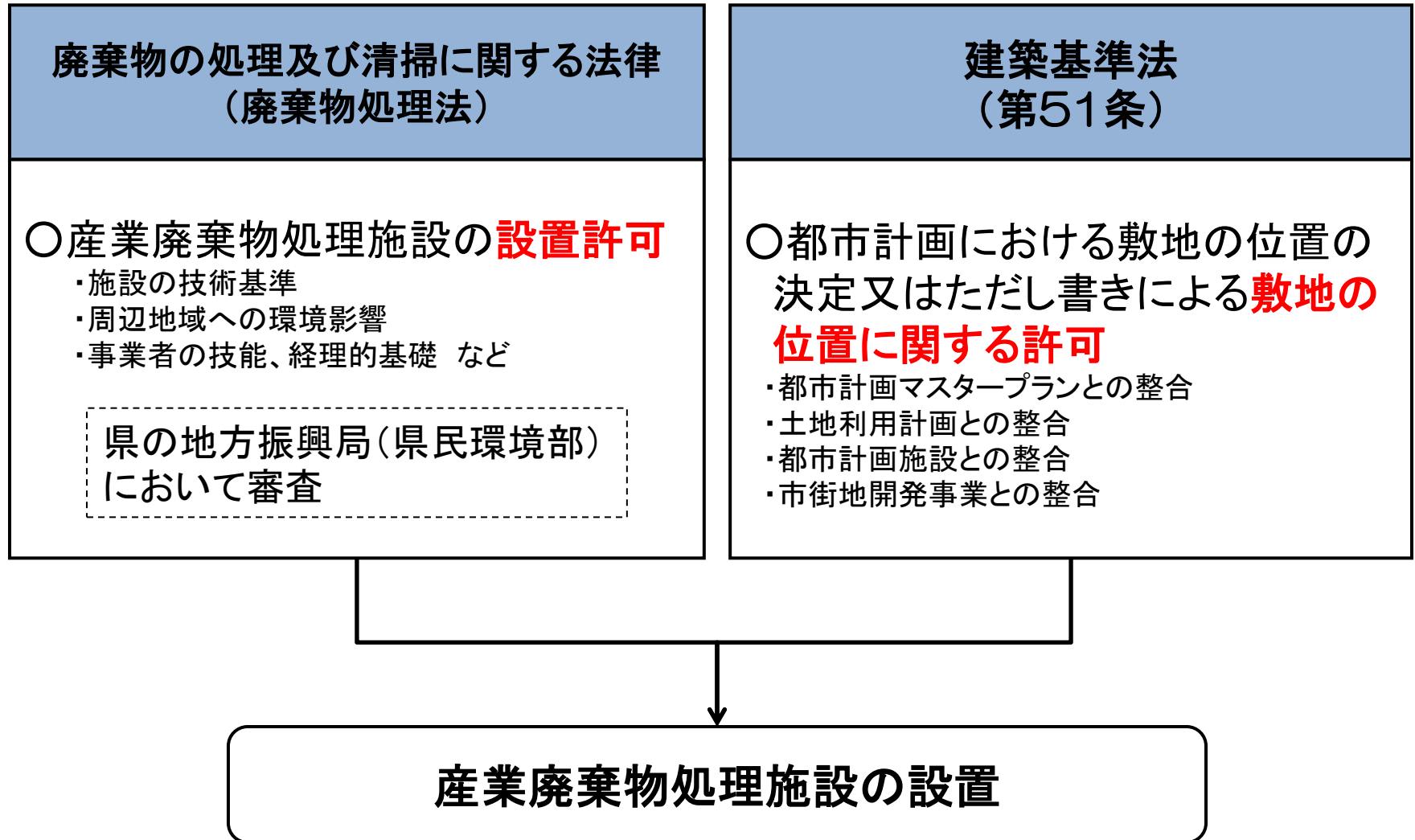
(一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの)

(第8の2号)

木くず、がれき類の破砕施設

(一日当たりの処理能力が5トンを超えるもの)

### 3 産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続き



## 4 都市計画上の支障の有無(4つの視点)

---

### 1 都市計画マスタープランとの整合

- ・当該市町村の都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しないこと。

### 2 土地利用計画との整合

- ・土地利用計画上支障がないこと。
- ・原則として住居系を避け、工業系用途地域とすること。

### 3 都市計画施設との整合

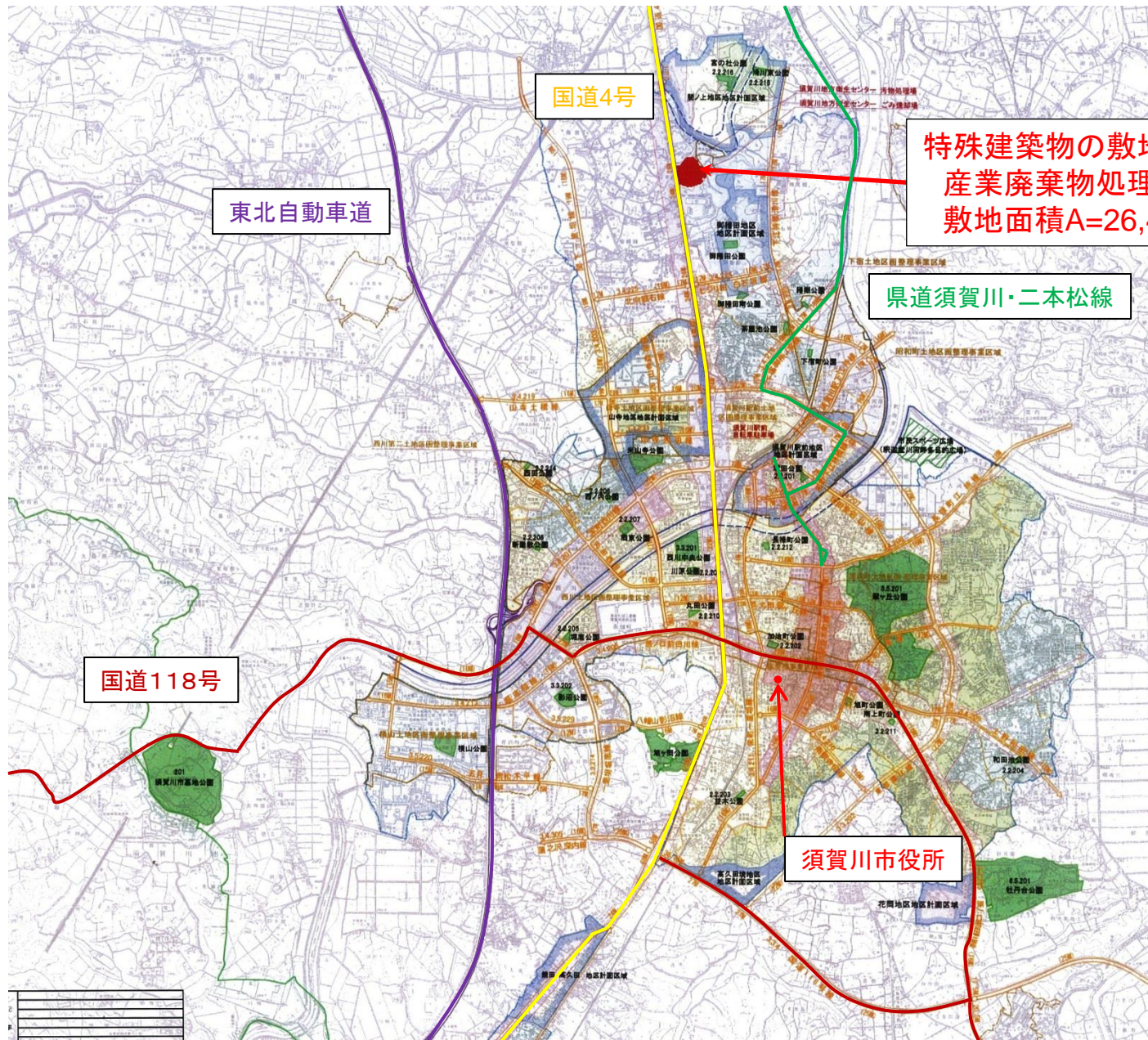
- ・道路、公園等の都市計画施設に支障を与えないこと。

### 4 市街地開発事業との整合

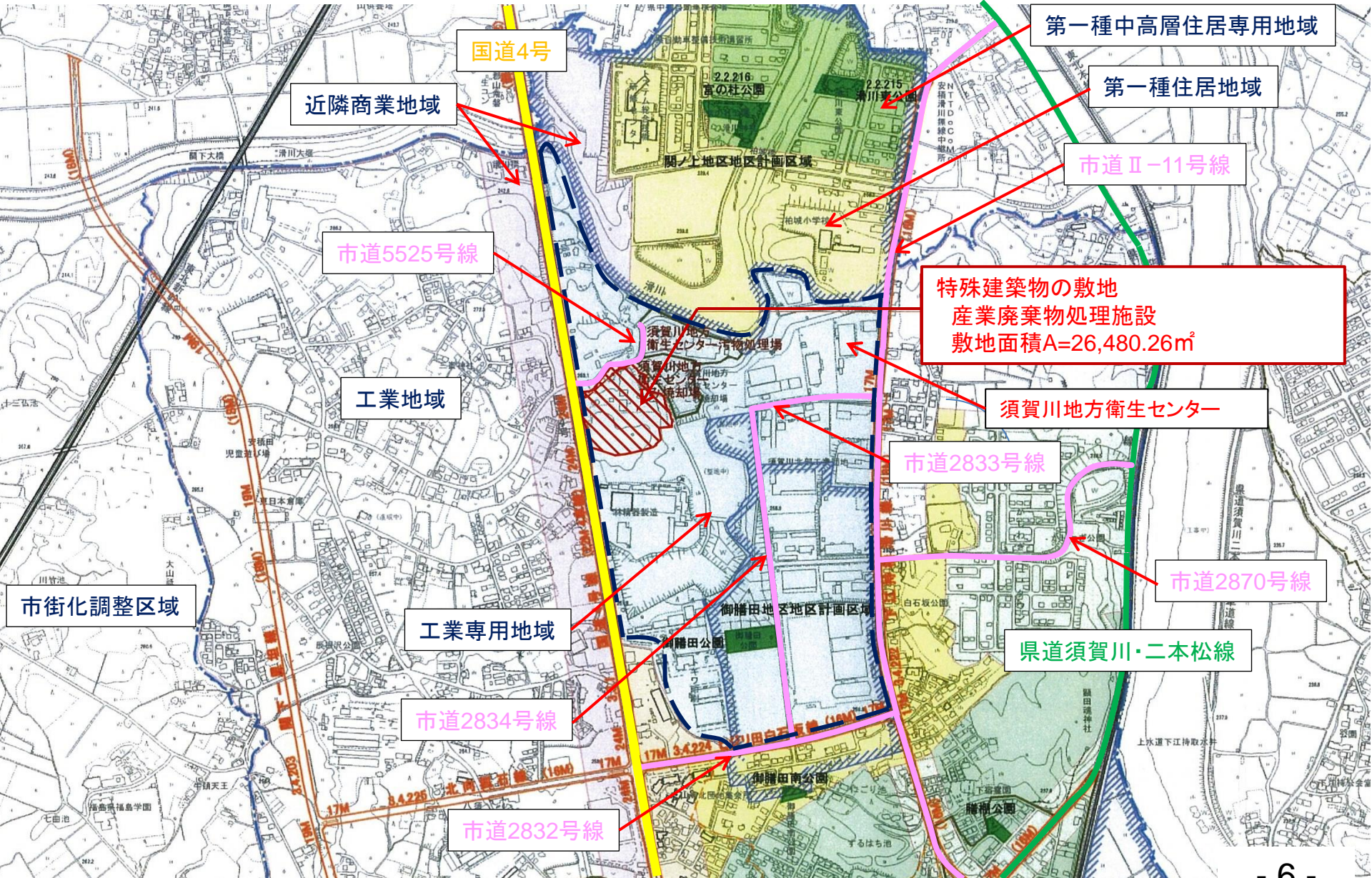
- ・土地区画整理事業、市街地再開発事等の市街地開発事業に整合していること。



# 5 特殊建築物の概要









## 【会社の概要】

- 社名 株式会社釜屋
- 代表者 代表取締役 近藤 宏樹
- 本社所在地 須賀川市森宿字安積田1番地1
- 現在の事業 金属スクラップのリサイクル及び産業廃棄物の中間処理

## 【産業廃棄物中間処理施設の概要】

- 施設名 株式会社釜屋 本社工場
- 所在地 須賀川市森宿安積田1番地1 外20筆
- 敷地面積 26,480.26㎡（一部借地）
- 建物面積 5,922.88㎡（自己所有）
- 処理施設 破砕施設（破砕機）の処理能力
  - ①廃プラスチック類 32.8t/日※
  - ②木くず 108.86t/日※
  - ③がれき類 79.2t/日※
  - ④金属くず 92t/日
  - ⑤ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず 135.2t/日

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の許可対象施設

- ・ 第7条第7号：廃プラスチックの破砕施設（処理能力5t/日を超えるもの）
- ・ 第7条第8の2号：木くず、がれき類の破砕施設（処理能力5t/日を超えるもの）

## ○中間処理材の種類及び流通

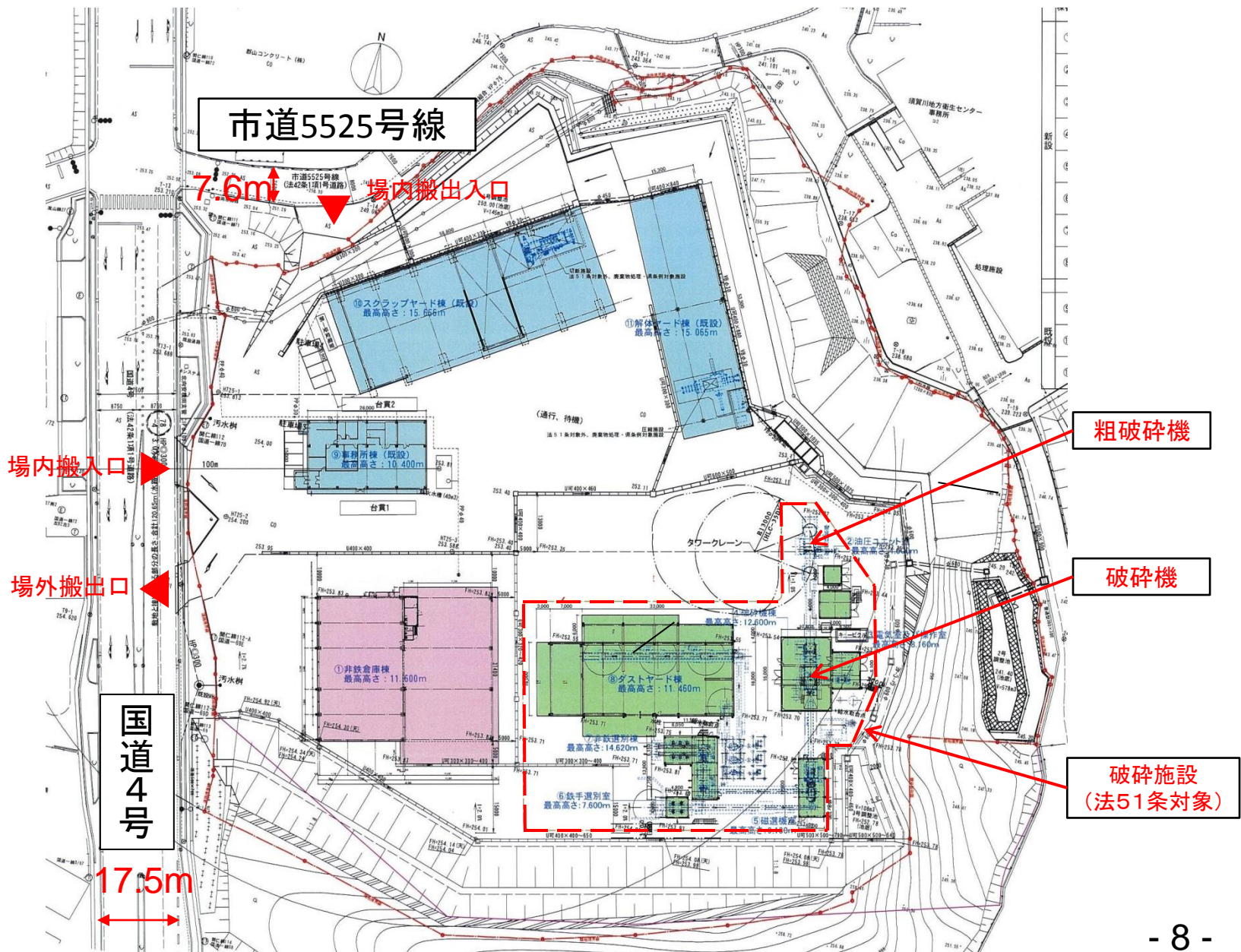
- ①受入品：金属くず、非鉄くず、金属くず、廃プラスチック類等の混合廃棄物、廃自動車プレス品、廃家電類 等
- ②出荷品：製鉄原料、非鉄原料、残渣くず



■:今回新設施設(破碎施設、法51条対象)

■:今回新設施設(倉庫、法51条対象外)

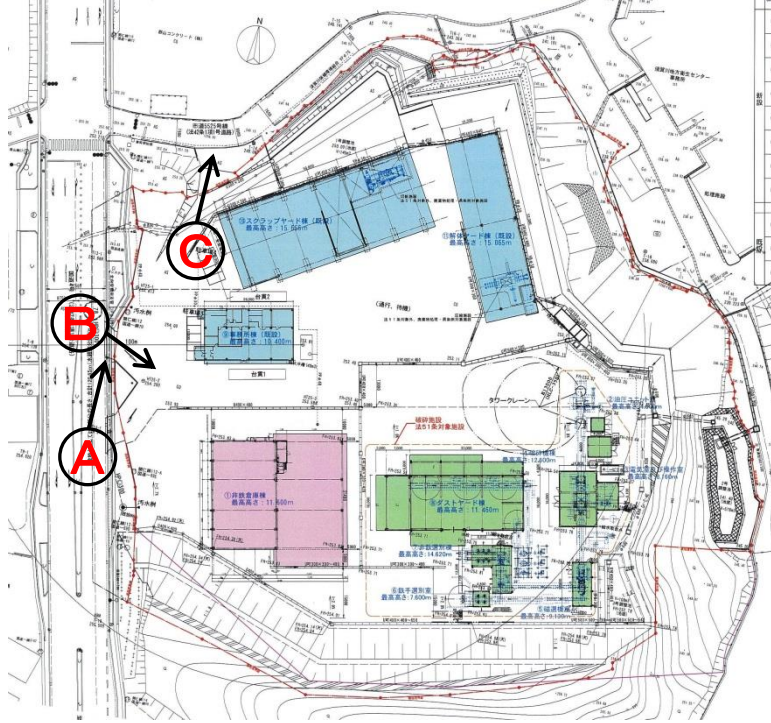
■:既設建築物(法51条対象外)





議案第1982号 現地写真①  
(搬出入口・搬出入路)

← 撮影方向



B

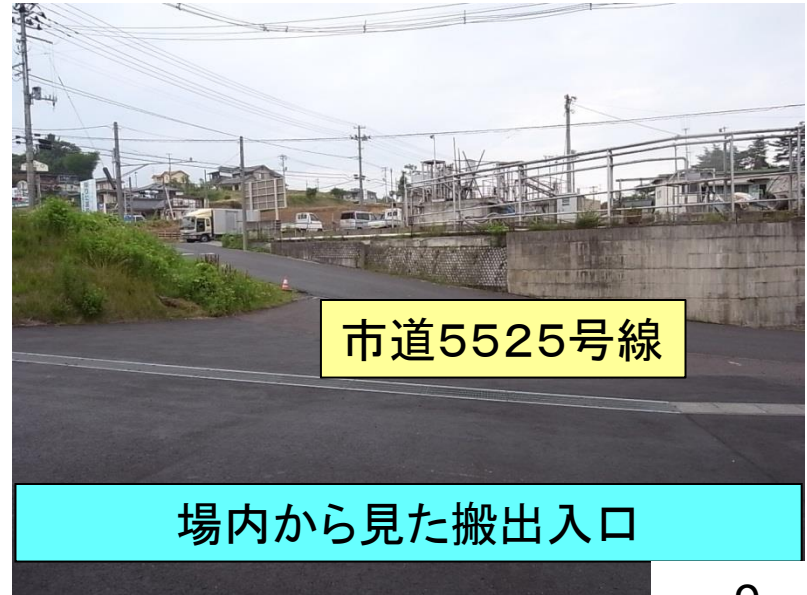


搬入口から見た場内搬出入路

A



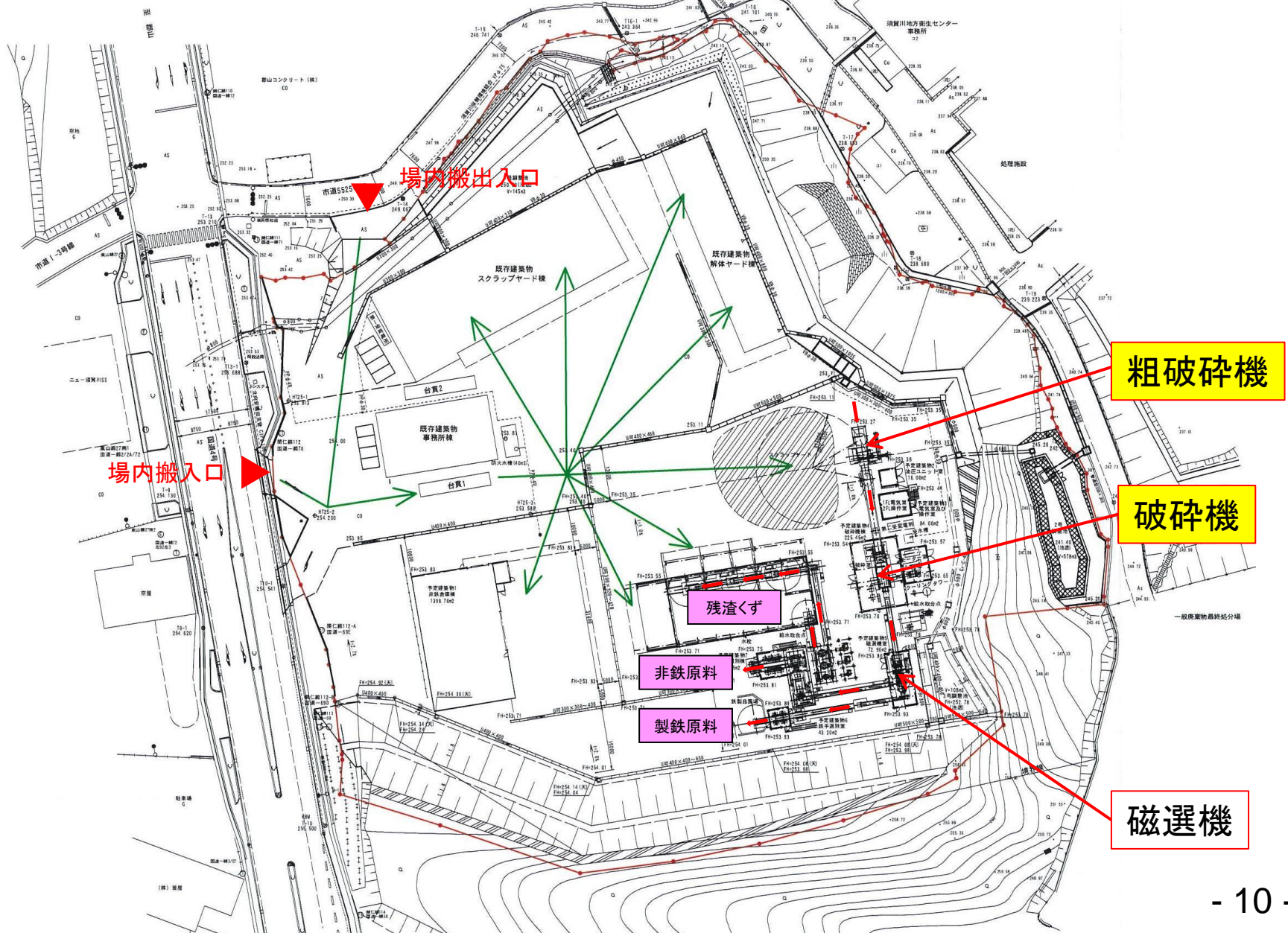
C





【凡例】 → : 搬入導線

議案第1982号 搬入導線図







## 6 都市計画上の支障の有無(4つの視点)

視 点	状 況
1 市町村都市計画マスタープランとの関係	地区：新市内地区（森宿） 方針：工業団地などの産業拠点（北部工業団地） →支障なし
2 土地利用計画との関係	用途地域：工業専用地域 →支障なし
3 都市計画施設との関係	当該地に道路、公園、下水道などの都市施設は計画されていない。 →支障なし
4 市街地開発事業との関係	当該地に市街地開発事業は計画されていない。 →支障なし